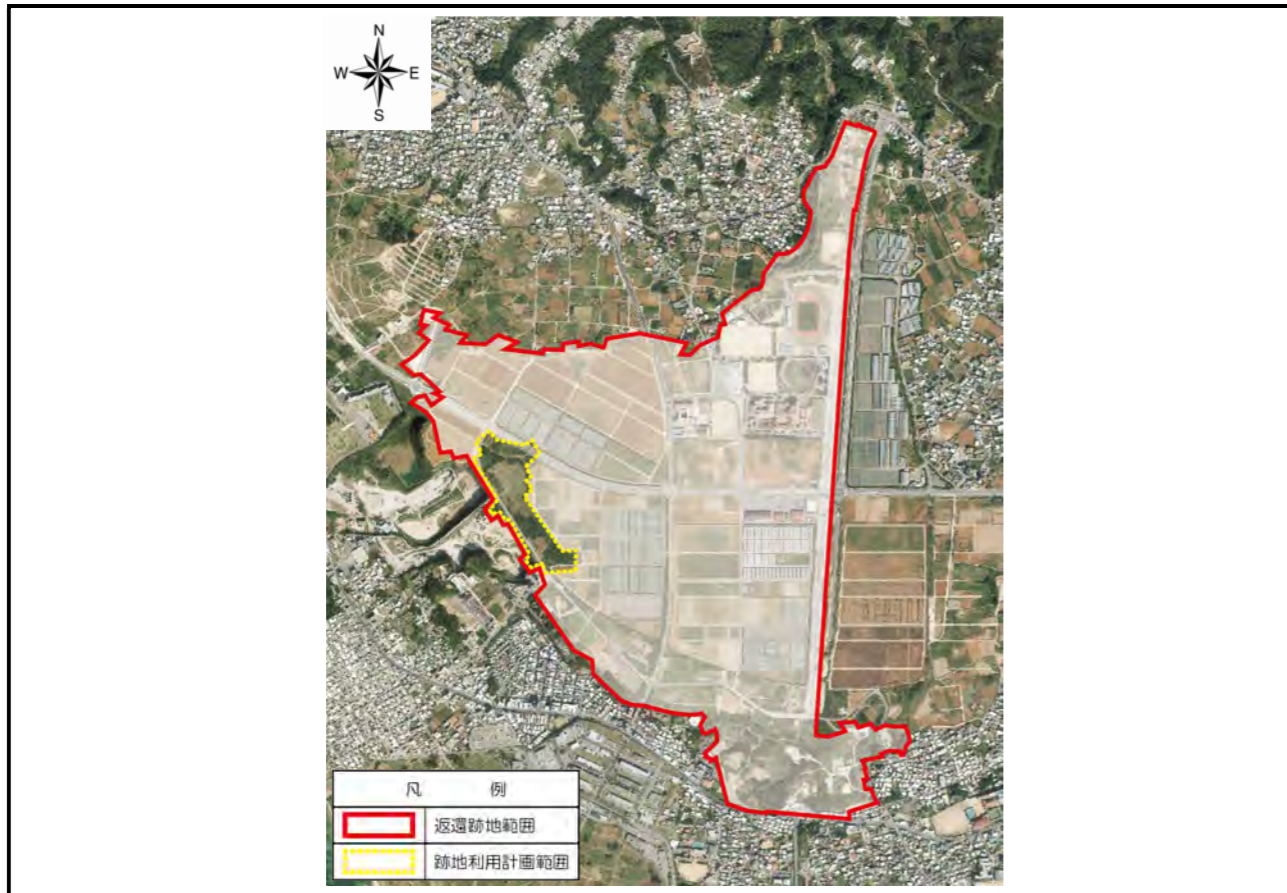
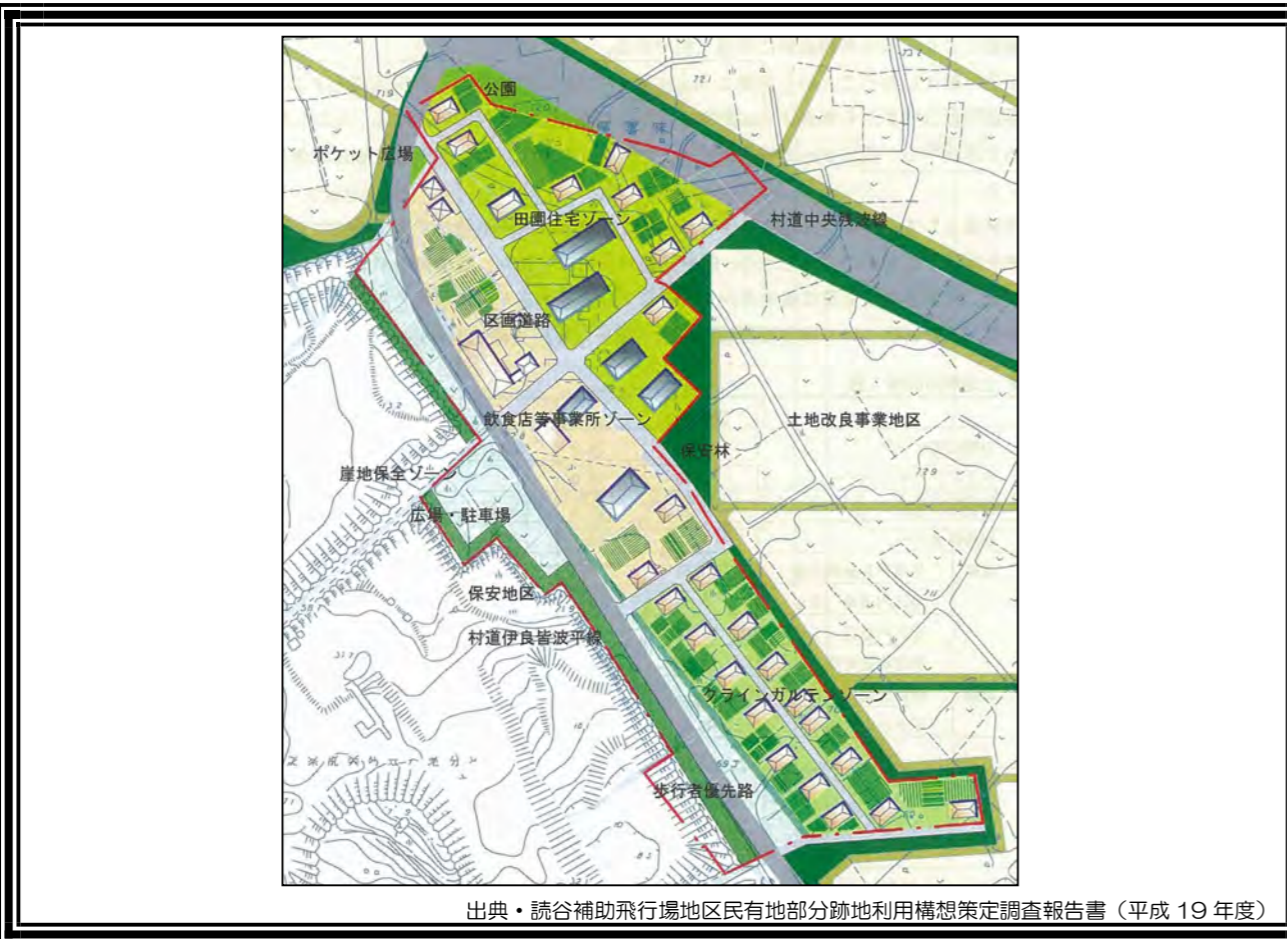


読谷補助飛行場（西地区）

返還跡地



跡地利用構想図



出典・読谷補助飛行場地区民有地部分跡地利用構想策定調査報告書（平成19年度）

■返還跡地の概要等

□ 概要			
面積	約 7.2ha	■内訳	面積は概数。
	国有地		
	県有地		
	市町村有地		
民有地	不明		
所在地	読谷村（字座喜味、字楚辺）		
位置及び現況	位置：沖縄本島中部、読谷村のほぼ中央、国道58号から約1km西側 現況：ほぼ全域平坦（一部高低差約60mの採石場に隣接）		
使用状況	—		

□ 沿革	
昭 19. 9. 1	●旧日本軍の「沖縄北飛行場」として建設。
昭 20. 4	●米軍占領により「読谷補助飛行場」として使用開始。
昭 47. 5. 15	●「読谷補助飛行場」と「中野サイト」を統合し、「読谷補助飛行場」として提供開始。
昭 51. 7. 8	●第16回日米安全保障協議委員会において、滑走路東側部分（約101.5ha）の移設条件付き返還を合意。 ※移設措置とその実施に係る合意の成立後に返還。
昭 53. 4. 30	●第16回安保協了承の土地（滑走路の東側部分：約101.2ha）を返還。
昭 53. 7. 27	●施設管理権が空軍から海軍へ移管。
昭 55. 10. 9	●施設管理権が海軍から海兵隊へ移管。
平 7. 6. 29	●日米合同委員会において、読谷村役場庁舎用地（約3.1ha）の共同使用について合意。
平 8. 12. 2	●SACO最終報告において、条件付きで平成12年度末までを目途に返還を合意。（約191ha） ※返還条件：パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に返還。
平 11. 10. 21	●日米合同委員会において、在沖米陸軍特殊部隊によるパラシュート降下訓練のすべてを「伊江島補助飛行場」に移転、実施することで合意。
平 12. 9. 6	●SACO返還条件の一つである楚辺通信所の移設について見通しが得られたため、駐留軍特措法に基づく裁決申請書を提出。
平 14. 10. 3	●日米合同委員会において、返還を合意。
平 18. 7. 31	●一部土地（約138ha）を返還。
平 18. 12. 31	●全面返還。
平 21. 4. 6	●沖縄振興特別措置法第101条第1項に基づき、「特定振興駐留軍用地跡地」に指定。

■跡地利用に係る取組状況等

□ 跡地利用方針・計画	
●平成19年度に「読谷補助飛行場地区民有地部分跡地利用基本構想」を策定。	
●平成20年4月の地主会総会において、地権者が独自で開発を進めることを決定。	

□ 事業段階	
—	●地権者が独自で開発することを決定したため、事業の進捗等について村は把握していない。